

マイナンバー(個人番号)を確認しましょう



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

■確定申告の際に提示や記載が必要です

マイナンバー(個人番号)は、1人に1つだけの番号で役所などでの手続きに必要な大切なものです。すでに、社会保障分野や税分野などにおいて利用が開始されています。

令和3年2月の確定申告には、個人番号(マイナンバーカードなど)の提示および申告書への記載が必要となります。ただし、通知カードに記載されている住所や氏名が、住民票と一致しない場合は、使用できません。

■マイナンバーカードを作りませんか

マイナンバーカードは個人番号が記載された顔写真付きのセキュ

リティの高いカードです。公的な身分証明書としても広くご利用できます。

カード内のICチップには利用者用電子証明書と署名用電子証明書が搭載され、e-Tax(国税電子申告・納税システム)などの文書の提出を伴う電子申請などに利用されます。

マイナンバーカードを希望される方は、申請により初回は無料で交付されます。申請から1カ月ほどでカードが完成し、町住民生活課窓口での本人確認後、直接交付となります。

現在、町住民生活課窓口では職員が無料で顔写真を撮影するなど、マイナンバーカードの申請サポートを行っています。

交付されたカードは確定申告にも使用できますので、e-Taxをご利用予定の方は、お早めに申請をお願いします。

※マイナンバーカードを紛失した場合は届け出が必要です。詳しくは町住民生活課にお尋ねください。
 ▼お問い合わせ先
 町住民生活課
 ☎096-234-1113
 (内線101)

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線101)

年末年始のごみ収集・し尿くみ取り計画【12月24日(木)～1月5日(火)】

● 家庭ごみ収集

	収集地区	収集日	クリーンセンターへの直接持ち込み
年末	星の川団地、立岩団地、竜野地区(上早川五区・あゆの里緑川団地を除く)、乙女地区、白旗地区	12月24日(木) 12月28日(月)	・通常持込期限 12月29日(火) ・通常持込時間 午前9時～午後4時30分 ・持込料 100円/10kg ※個人の持込可 ※時間厳守
	宮内地区、甲佐地区(星の川団地・立岩団地を除く)、上早川五区、あゆの里緑川団地	12月25日(金) 12月29日(火)	
年始	星の川団地、立岩団地・竜野地区(上早川五区・あゆの里緑川団地を除く)、乙女地区、白旗地区	1月4日(月)から	1月4日(月)から通常持ち込み可
	宮内地区、甲佐地区(星の川団地・立岩団地を除く)、上早川五区、あゆの里緑川団地	1月5日(火)から	

▶お問い合わせ先 御船町甲佐町衛生施設組合(クリーンセンター) ☎096-282-0688

● し尿くみ取り

	収集地区	くみ取り日	備考
年末	全地区	12月28日(月)まで	年末は非常に混み合いますので、早めにし尿くみ取り業者にお申し込みください。
年始	全地区	1月4日(月)から	通常受け入れ可

▶お申し込み・お問い合わせ先

- ・宮内地区、甲佐地区(東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部、星の川団地①)、竜野地区、乙女地区、白旗地区(有)甲佐衛生社 ☎096-234-1217
- ・甲佐地区(東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部を除く、星の川団地②)米村衛生(有) ☎096-234-0308

町環境衛生課 ☎096-234-1169

国民年金

公的年金等の収入が
少ない年金生活者を支援



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

■収入などが一定基準額以下の年金受給者を支援します

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されているものです。

■支援給付金の受給資格対象となる要件

- 受給対象となるには、次の要件をすべて満たしている必要があります。ただし、いずれの場合も障害年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
- 老齢基礎年金を受給している方
- 65歳以上であること
- 同一世帯の全員が町民税非課税であること

● 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万9900円以下であること

▼障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

● 前年の所得額が462万1000円以下であること

※給付額は扶養親族等の数に応じて増額されます。

■請求手続きについて

▼新たに年金生活者支援給付金を受給いただける方

お受け取りの対象となる方は、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが送付されます。同封のハガキ（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入の上、提出してください。

▼これまで年金生活者支援給付金を受給されていた方

日本年金機構が引き続き支給要件に該当しているか確認し、継続して支給することとなっています。10月支払い分から支給金額が変更となる方には「年金生活者支援給付金支給金額変更通知書」が、不該当となる方には「年金生活者支援給付金不該当通知書」がそれぞれ送付されています。ご確認をお願いします。

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 104) 熊本東年金事務所 ☎ 096-367-2503

国民健康保険

■国民健康保険資格の適正な適用にご協力をお願いします

町では、毎年12月を「国民健康保険制度適用適正化月間」とし、国民健康保険の資格の適正な管理と業務の効率化を図ることなどを目的として、社会保険などの適用対策の推進に努めています。

■国民健康保険の加入や脱退に関する届け出をお忘れなく

国民健康保険は、74歳までの社会保険（職場の健康保険で共済・船員保険も含む）の被保険者およびその被扶養者を除くすべての人に加入していただく制度です。

社会保険を脱退または加入など資格の変更があった場合は、町住民生活課へ届け出をお願いします。

12月は国民健康保険
制度適用適正化月間



国保に関する届け出は町住民生活課まで

■国民健康保険への届け出が必要な手続き

●国民健康保険への加入届

社会保険を脱退した場合に届け出が必要です。

▼手続きに必要なもの

社会保険を脱退した証明書または離職票、マイナンバーが分かるもの、印かん

●国民健康保険の脱退届

社会保険に加入した場合に届け出が必要です。

▼手続きに必要なもの

社会保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、マイナンバーが分かるもの、印かん

■社会保険の被扶養者になれる場合がありますのでご確認を

同じ世帯に社会保険の被保険者がいる場合、その保険の被扶養者として認定されることがあります。扶養認定できるかはお勤め先にご相談ください。

■所得の申告はお済みですか

国民健康保険税の軽減判定などに必要ですので、国民健康保険の加入者で所得の申告がお済みでない人はご相談ください。

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 106)